

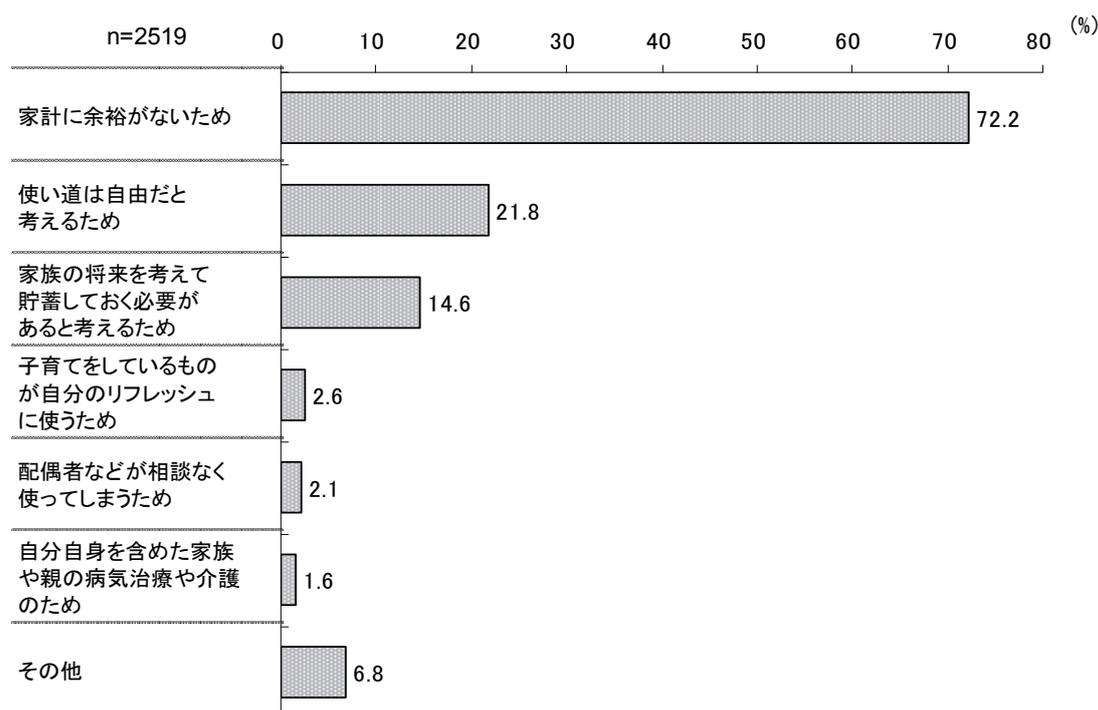
(4) 使途を子どものために限定利用できない理由

① 全体

前述 21～77 ページで子ども手当の使途、78～112 ページで子ども手当の使途予定のそれぞれにおいて複数回答を得たもののうち、「大人のおこづかいや遊興費」「子どもに限定しない家庭の日常生活費」「子どものためとは限定しない貯蓄・保険料」を選択回答した 2,519 サンプルから、子どものために限定利用できない理由について、複数回答での回答を得た。

その結果、「家計に余裕がないため」が 72.2%で最も高く、次いで「使い道は自由だと考えるため」21.8%、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」14.6%、「子育てをしているものが自分のリフレッシュに使うため」2.6%、「配偶者などが相談なく使ってしまうため」2.1%、「自分自身を含めた家族や親の病気治療や介護のため」1.6%となっている。

図表Ⅱ-5-79 使途を子どものために限定利用できない理由（複数回答）



② 長子学齢区分別

長子学齢区分別にみると、最も割合が高い項目は、いずれも「家計に余裕がないため」となっており、次いで「使い道は自由だと考えるため」、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」となっている。

「家計に余裕がないため」の割合は長子学齢が高くなるほど高くなる傾向があり、小学1～3年生・小学4～6年生が74.7%で最も高く、0～3歳が64.0%で最も低く、その差は10.7ポイントとなっている。

「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」の割合は、0～3歳が16.9%で最も高く、中学1～3年生が12.6%で最も低く、その差は4.3ポイントとなっている。

図表Ⅱ-5-80 長子学齢区分別の用途を子どものために限定利用できない理由

・長子学齢区分		n	家計に余裕がないため	使い道は自由だと考えるため	家族の将来を考えると貯蓄しておく必要があるため	子育てをしながらのリフレッシュの機会を確保するため	配偶者などが相談なく	や親の病気を治療や介護のため	自分自身を含めた家族	その他
0	全体	2519	72.2	21.8	14.6	2.6	2.1	1.6	6.8	
1	0～3歳	403	64.0	23.8	16.9	3.0	1.2	2.2	9.4	
2	4～6歳	442	71.9	20.4	15.4	2.0	1.8	2.0	7.2	
3	小学1～3年生	565	74.7	21.6	13.3	3.5	2.1	1.4	6.4	
4	小学4～6年生	578	74.7	22.8	15.4	2.8	1.9	0.9	5.4	
5	中学1～3年生	531	73.3	20.7	12.6	1.7	3.0	1.9	6.6	

③ 世帯年収階級別

世帯年収階級別にみると、最も割合が高い項目は、1,000万円以上を除き「家計に余裕がないため」であり、1,000万円以上では「使い道は自由だと考えるため」である。

「家計に余裕がないため」の割合は世帯年収が低くなるほど高くなっており、300万円未満が89.8%で最も高く、1,000万円以上が36.1%で最も低く、その差は53.7ポイントとなっている。

「使い道は自由だと考えるため」の割合は世帯年収が高くなるほど高くなっており、1,000万円以上が43.8%で最も高く、300万円未満が9.4%で最も低く、その差は34.4ポイントとなっている。

図表Ⅱ-5-81 世帯年収階級別の使途を子どものために限定利用できない理由

・年収区分	世帯年収	n	家計に余裕がないため	使い道は自由だと考えるため	貯蓄の将来を考えると考えるため	家族の将来を必要とするため	子育てをしながらのライフシユの	配偶者などが相談なく	の親の病気を治療や介護	自分自身を含めた家族	その他
0	全体	2,519	72.2	21.8	14.6	2.6	2.1	1.6	6.8		
1	300万円未満	520	89.8	9.4	10.2	1.3	1.0	2.1	3.5		
2	300～600万円未満	1,040	81.3	15.4	13.7	2.7	1.8	1.9	4.3		
3	600～1,000万円未満	710	58.6	32.7	18.3	3.1	3.1	1.0	9.6		
4	1,000万円以上	249	36.1	43.8	16.9	3.6	2.4	1.2	16.5		

④ 世帯構成別

世帯構成別にみると、最も割合が高い項目は、いずれも「家計に余裕がないため」となっており、次いで「使い道は自由だと考えるため」、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」となっている。

「家計に余裕がないため」の割合は、自営業世帯が 84.5%、ひとり親世帯が 82.1%で他の属性と比べて高くなっている一方、正社員×正社員世帯は 48.7%、共働き世帯は 68.8%で低くなっている。共働き世帯とひとり親世帯とのポイント差は 13.3 ポイント、正社員×正社員世帯と自営業世帯とのポイント差は 35.8 ポイントである。

「使い道は自由だと考えるため」の割合は正社員×正社員世帯は 37.8%で最も高く、自営業世帯が 11.3%で最も低く、その差は 26.5 ポイントとなっている。

図表Ⅱ-5-82 世帯構成別の用途を子どものために限定利用できない理由

世帯構成区分	n	家計に余裕がないため	使い道は自由だと考えるため	貯蓄として考えるため	家族の将来を必要とするため	子育てのために使うため	配偶者などが相談なく使ってしまうため	のや親の自分自身を病気を治療や介護	その他
0 全体	2,519	72.2	21.8	14.6	2.6	2.1	1.6	6.8	
1 共働き世帯	959	68.8	24.8	13.3	3.0	2.3	1.1	8.0	
2 片働き世帯	1,360	72.9	20.8	16.0	2.5	2.1	2.0	6.3	
3 ひとり親世帯	112	82.1	16.1	13.4	1.8	0.9	0.9	3.6	
4 (再掲)正社員×正社員世帯	238	48.7	37.8	14.3	3.4	2.1	1.7	13.9	
5 正社員×パート世帯	421	73.4	21.6	14.0	3.1	3.8	1.2	6.9	
6 正社員×主婦世帯	1,095	70.0	22.5	17.1	3.2	2.3	2.1	6.8	
7 自営業世帯	213	84.5	11.3	9.9	0.5	0.5	0.5	3.8	

⑤ 居住地域別

居住地域別にみると、最も割合が高い項目は、いずれも「家計に余裕がないため」となっており、次いで「使い道は自由だと考えるため」、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」となっている。

「家計に余裕がないため」の割合は九州・沖縄が 84.8%で最も高く、関東が 69.9%で最も低く、その差は 14.9 ポイントとなっている。

「使い道は自由だと考えるため」の割合は北海道・東北が 24.4%で最も高く、九州・沖縄が 15.2%で最も低く、その差は 9.2 ポイントとなっている。

図表Ⅱ-5-83 居住地域別の用途を子どものために限定利用できない理由

・地方区分	n	家計に余裕がないため	使い道は自由だと考えるため	貯蓄としておく必要があるため	家族の将来を考慮する必要があるため	子育てをしながら行うため	配偶者などが相談なく使ってしまうため	や親の病気を治療や介護のため	自分自身を含めた家族	その他
0 全体	2,519	72.2	21.8	14.6	2.6	2.1	1.6	6.8		
1 北海道・東北	258	74.8	24.4	12.4	3.1	2.7	1.6	3.9		
2 関東	1,011	69.9	24.2	16.0	2.4	2.4	1.6	6.5		
3 中部・北陸	373	70.8	22.5	13.1	1.6	1.6	1.1	7.2		
4 近畿	463	70.2	19.4	17.7	2.8	1.7	1.3	7.3		
5 中国・四国	191	73.8	17.8	14.1	3.7	2.1	2.6	9.4		
6 九州・沖縄	223	84.8	15.2	6.7	3.6	1.3	2.7	7.6		

(5) 子ども手当の使途決定相談相手

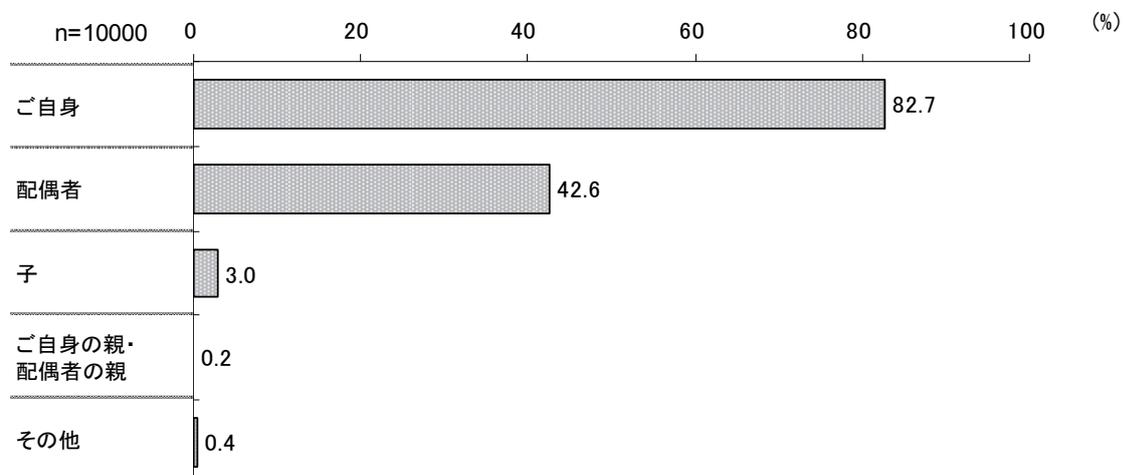
① 全体

子ども手当の使途を誰と話し合っ決めてるかについて、複数回答での回答を得た。

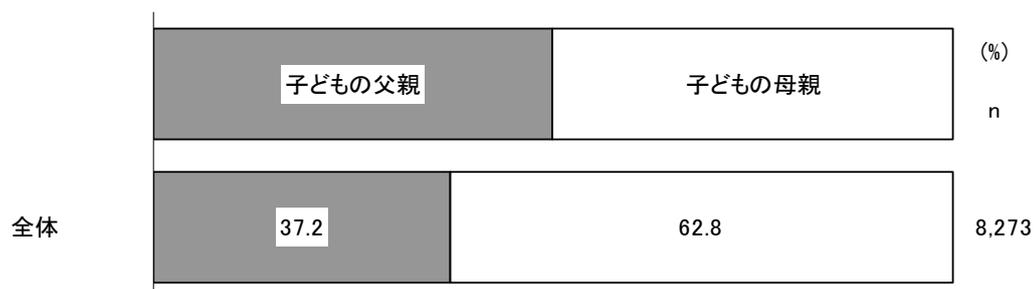
その結果、「自分ひとりで決める（ご自身）」が 82.7%で最も高く、次いで「配偶者」が 42.6%、「子」 3.0%、「ご自身の親・配偶者の親」 0.2%となっている。

「自分ひとりで決める（ご自身）」を選択した 8,273 サンプルの属性内訳についてみると、「子どもの父親」 37.2%、「子どもの母親」 62.8%である（回答者の性別比は「男性」 42.0%、「女性」 58.0%である）。

図表Ⅱ-5-84 子ども手当の使途決定相談相手（複数回答）



図表Ⅱ-5-85 子ども手当の使途決定相談相手_「ご自身」の内訳



② 長子学齢区分別

長子学齢区分別にみると、いずれも「自分ひとりで決める（ご自身）」が最も高く、次いで「配偶者」、「子」となっている。

「自分ひとりで決める（ご自身）」の割合は長子学齢が低くなるほど高くなっている。4～6歳は84.3%で最も高く、中学1～3年生は80.8%で最も低く、その差は3.5ポイントである。

「配偶者」の割合は長子学齢が低くなるほど高くなっている。0～3歳は52.4%で最も高く、中学1～3年生は36.1%で最も低く、その差は16.3ポイントである。「子」の割合は長子学齢が高くなるほど高くなっている。中学1～3年生は4.1%で最も高く、4～6歳は1.9%で最も低く、その差は2.2ポイントである。

図表Ⅱ-5-86 長子学齢区分別の子ども手当の使途決定相談相手

・長子学齢区分	n	ご自身		配偶者	子	配偶者の親・ ご自身の親	その他	
		子ども親の	子ども母親の					
0 全体	10000	82.7	37.2	62.8	42.6	3.0	0.2	0.4
1 0～3歳	2,060	83.7	39.0	61.0	52.4	2.9	0.2	0.6
2 4～6歳	1,955	84.3	37.3	62.7	43.4	1.9	0.1	0.5
3 小学1～3年生	1,970	83.2	37.4	62.6	41.6	2.7	0.3	0.3
4 小学4～6年生	1,990	81.6	37.0	63.0	39.1	3.0	0.4	0.4
5 中学1～3年生	2,025	80.8	35.2	64.8	36.1	4.1	0.2	0.3

③ 世帯年収階級別

世帯年収階級別にみると、いずれも「自分ひとりで決める（ご自身）」が最も高く、次いで「配偶者」、「子」となっている。

「自分ひとりで決める（ご自身）」の割合は世帯年収が低くなるほど高くなっている。300万円未満は84.3%で最も高く、1,000万円以上は81.0%で最も低く、その差は3.3ポイントである。

「配偶者」の割合は世帯年収が高くなるほど高くなっている。1,000万円以上は47.5%で最も高く、300万円未満は31.6%で最も低く、その差は15.9ポイントである。

図表Ⅱ-5-87 世帯年収階級別の子ども手当の用途決定相談相手

・年収区分	世帯年収	n	ご自身	子ども		配偶者	子	配偶者 ご自身の親	その他
				子どもの親の	子どもの親の				
0	全体	10,000	82.7	37.2	62.8	42.6	3.0	0.2	0.4
1	300万円未満	1,502	84.3	21.1	78.9	31.6	3.7	0.6	0.5
2	300～600万円未満	3,568	83.3	31.7	68.3	41.4	2.6	0.1	0.3
3	600～1,000万円未満	3,328	82.3	42.8	57.2	46.5	2.7	0.2	0.3
4	1,000万円以上	1,602	81.0	53.7	46.3	47.5	3.4	0.2	0.7

④ 世帯構成別

世帯構成別にみると、いずれも「自分ひとりで決める（ご自身）」が最も高く、次いで「配偶者」、「子」となっている。

「自分ひとりで決める（ご自身）」の割合は、ひとり親世帯が 95.5%で最も高く、次いで正社員×正社員世帯 84.3%、正社員×主婦世帯 82.8%、片働き世帯 82.4%、共働き世帯 81.6%、正社員×パート世帯 80.8%、自営業世帯 78.4%となっている。

「配偶者」の割合は、正社員×正社員世帯が 50.6%最も高く、次いで正社員×主婦世帯 45.2%、片働き世帯 45.1%、共働き世帯 44.9%、正社員×パート世帯 42.1%、自営業世帯 40.8%、ひとり親世帯 2.9%となっている。

図表Ⅱ-5-88 世帯構成別の子ども手当の使途決定相談相手

世帯構成区分	n	ご自身	子ども		配偶者	子	配偶者・ご自身の親	その他
			父親の	母親の				
0 全体	10,000	82.7	37.2	62.8	42.6	3.0	0.2	0.4
1 共働き世帯	3,751	81.6	43.0	57.0	44.9	3.0	0.2	0.5
2 片働き世帯	5,560	82.4	36.2	63.8	45.1	2.8	0.1	0.3
3 ひとり親世帯	374	95.5	10.6	89.4	2.9	3.2	0.5	-
4 (再掲)正社員×正社員世帯	1,210	84.3	47.3	52.7	50.6	3.5	-	0.2
5 正社員×パート世帯	1,450	80.8	38.2	61.8	42.1	2.6	0.3	0.3
6 正社員×主婦世帯	4,703	82.8	36.5	63.5	45.2	2.5	0.2	0.3
7 自営業世帯	747	78.4	43.3	56.7	40.8	3.5	0.3	0.5

⑤ 居住地域別

居住地域別にみると、いずれも「自分ひとりで決める（ご自身）」が最も高く、次いで「配偶者」、「子」となっている。

「自分ひとりで決める（ご自身）」の割合は、最も高い中部・四国が 85.5%、最も低い関東が 82.0%であり、その差は 3.5 ポイントとなっている。

「配偶者」の割合は、最も高い関東が 44.8%、最も低い北海道・東北が 38.4%であり、その差は 6.4 ポイントとなっている。

図表Ⅱ-5-89 居住地域別の使途を子ども手当の使途決定相談相手

・地方区分	n	ご自身	子ども		配偶者	子	配偶者自身の親・	その他
			父親の	母親の				
0 全体	10,000	82.7	37.2	62.8	42.6	3.0	0.2	0.4
1 北海道・東北	854	84.9	33.2	66.8	38.4	2.6	0.5	0.6
2 関東	4,376	82.0	41.3	58.7	44.8	3.5	0.2	0.5
3 中部・北陸	1,485	82.4	35.6	64.4	43.4	2.6	0.3	0.3
4 近畿	1,855	82.1	33.2	66.8	39.1	2.5	0.2	0.3
5 中国・四国	711	85.5	36.2	63.8	42.8	2.0	0.1	0.4
6 九州・沖縄	719	84.1	31.9	68.1	41.4	2.8	0.3	0.3